



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

IP

EU・U.S.間のデータ保護セーフ・ハーバーが無効に
[EU-U.S. Data Protection Safe Harbor: Not Safe Anymore](#)

2000年の欧州委員会と米政府との合意によるセーフ・ハーバーには、4000社以上の米企業が、欧州連合域内の顧客や事業者から電子データを受領するために参加してきました。しかしながら、欧州司法裁判所は、2015年10月6日、このセーフ・ハーバーを、欧州連合から米国に移転される個人情報に対しEUデータ保護指令95/46/ECにより求められる十分なレベルの保護を提供していないことを理由に、無効と判断しました。この判断の結果、このセーフ・ハーバーを米国へのデータ移転の基礎として用いてきた企業（サービス提供者との契約において用いる場合も含まれます）は、同指令が定める他の有効なデータ移転許容手段を設けなければならなくなりました。セーフハーバー以外の有効なデータ移転許容手段としては、標準契約条項（Standard Contractual Clauses）の採用、拘束力を有する企業の内部規定（Binding Corporate Rules）の制定、本人の同意取得などがあり得ますが、最も迅速に利用できる方法は、標準契約条項です。

なお、現在欧州連合と米国との間では、セーフハーバーの見直しについての交渉が続けられていますが、この判決を受け、セーフハーバーを「復活」させるために、その大きな見直しが求められることになるでしょう。

IP

EUデータ保護：当面は、標準契約条項、拘束力を有する企業の内部規定で十分
[EU Data Protection: Article 29 Working Party Says Standard Contractual Clauses, Binding Corporate Rules are Adequate—for Now](#)

欧州司法裁判所が2000年の欧州委員会と米政府との合意によるセーフ・ハーバーを無効と判断して以降、セーフ・ハーバーに代えて、標準契約条項（Standard Contractual Clauses）の採用、拘束力を有する企業の内部規定（Binding Corporate Rules、以下「BCR」といいます。）の制定といったデータ保護手段を利用することで、EUから米国への個人データの移転を合法とすることができるかどうか、明確ではありませんでした。この点、ドイツのある州のデータ保護当局が、標準契約条項に基づくデータ移転を認めないとの声明を発表したことで、いっそう不明瞭となっていました。

これに対し、各国のデータ保護当局、欧州データ保護監督官および欧州委員会の代表からなる、データ保護問題に関する独立の諮問機関である、29条作業部会（以下「作業部会」といいます。）は、セーフ・ハーバー無効の実務上の取扱いについての企業向けガイドラインを含む共同声明を発表し、この中で、標準契約条項、BCRといった代替保護手段を用いることができるとしました。これは、特に、

セーフ・ハーバーに基づいて個人データを欧州連合から米国に移転していた、4400社以上の企業にとって、重要です。作業部会は、米国へのデータ移転の適切なフレームワークは、2016年1月末に確定するとみています。それまで、作業部会は、欧州司法裁判所の先の判決の標準契約条項、BCRに対する影響を継続的に調査するとしました。したがって、先の判決が、これらの代替的保護手段にも影響する可能性があります。

作業部会は、2016年1月末までの間、標準契約条項やBCRを、各国のデータ保護当局がデータ移転を許容する基礎として取り扱うことを確認しました。但し、申立てがあったような場合に、当局が個々のケースについて調査することは、妨げられないと述べています。

このため、より規制に積極的なデータ保護当局が、欧州司法裁判所の論理を参考に、米国への個人データの移転を無効とする可能性は残っています。ただ、米国の詳細な分析が必要と考えられ、また、具体的な案件について、実質的な害悪（adverse effect）を示すことが必要となることから、単に先の欧州司法裁判所の判決に言及するだけでは、差止めを正当化するには不十分です。

セーフ・ハーバーを米国へのデータ移転の基礎としていた企業が、セーフ・ハーバーの無効に対して最初にとるべき実務上の対応は、代替策をただちに導入することです。BCRを採用し承認を得るには時間を要するため、短期的には、標準契約条項が最良で最速な解決策と考えられます。しかし、データ保護当局の調査が厳しくなっていることから、企業は、正しい条項を選択し、適用されるデータ保護法が、追加の行政上の要件を課していないかどうかを確認する必要があります。

さらに、企業は、すべてのデータ移転について、正当化事由が必要であることを念頭に置く必要があります。また、データ保護当局に疑念を持たれたときに防御に役立つよう、データ移転の基礎について、文書化しておくべきです。最後に、今後の進展を継続してモニターする必要があります。作業部会は、声明の中で、代替手段の欧州司法裁判所判決の観点からの検討結果次第で、また、米国との間で2016年1月末までに解決策が見い出せなかった場合には、データ保護当局は、連携による執行措置を含む、あらゆる必要な措置をとることとする、としています。

Disputes

国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約の効力発生—国際取引に一層の確実性

[The Hague Choice of Court Convention Takes Effect and With It Greater Certainty for International Transactions](#)

国際商事仲裁は、長い間、国際的な資本移動に不可欠の存在とされてきました。これは、紛争が生じた際、いわゆるNew York条約に基づいて、取引当事者が、合意により選択した仲裁地における仲裁手続において執行可能な仲裁判断を得ることができる可能性が高いことによります。しかし、国際的な紛争解決手段としての国際仲裁の独占状態は変わりつつあります。

2015年10月1日、国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約（Hague Convention on Choice of Court Agreements）が発効



しました。この条約の目的の一つは、当事者の合意した裁判所による判決を批准国において執行可能とすることにあります。この条約は、2005年6月に取り決められ、その2年後にメキシコが批准してから長くメキシコが唯一の批准国となっていました。2015年6月にEUが批准し、ついに効力を有するに至りました。なお、批准には至っていませんが、同条約には他に米国が2007年に、また、2015年1月にSICC（シンガポール国際商事裁判所）を設立したシンガポールが同年3月に、それぞれ署名しています。

同条約の効力の発生は、国際的な執行手続において裁判所の判決に仲裁判断と同等の基盤を与えるための重要な第一歩となるといえます。日本企業にとっても、今後同条約の批准国が増加することとなれば、たとえばSICCの利用の可能性なども含め、紛争解決手続の選択肢が大きく広がると考えられます。

その他、2015年10月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

Antitrust

米司法省が調査を受けた際の独禁法コンプライアンスプログラム策定の重要性を強調する意見書を公表
[DOJ Sentencing Memorandum Emphasizes Importance of Instituting Antitrust Compliance Programs in Face of Government Investigation](#)

Antitrust

英国で改正消費者権利法の施行により競争法違反の損害賠償請求に大きな変更
[New UK Regime for Competition Damages Actions Comes into Effect](#)

BR&R

スペイン議会において倒産法等の改正案が成立
[Spanish Parliament Passes Bill Amending Insolvency Act and Public Sector Contracts Act](#)

Corp.

オーストラリア証券投資委員会が新たなコーポレート・プランを発表
[Australian Securities and Investments Commission's New Corporate Plan and Enforcement Activity](#)

Finance

英国リテールバンキング部門における競争状態の欠如について対応策を提案
[Remedies Proposed in UK Retail Banking Sector to Address Lack of Competition](#)

Finance

クロアチア、ポーランドにおける外国投資家（金融機関）のための国際的救済策
[International Remedies for Foreign Investors in Croatia and Poland: Mortgage and Consumer Loan Conversion Legislation](#)

General

欧州裁判所が REACH 関連規則における「アーティクル」の概念を明確化
[EU Court Clarifies "Article" Containing SVHC But Questions Remain](#)

General

TPP 協定が合意へ大きく前進
[Trans-Pacific Partnership Moves One Step Closer to Becoming a Reality](#)

General

独データ保護委員会がセーフ・ハーバー無効決定後のデータ移転についてガイドラインを提案
[Conference of German Data Protection Officers' Position Paper Offers Guidance on Safe Harbor Decision](#)
[No New Approvals for Data Transfers to the U.S. Based on BCRs or Ad-Hoc Clauses](#)

General

英国の Senior Managers Regime の対象範囲が拡大
[UK Senior Managers Regime to Extend to All FSMA-Authorised Firms](#)

IP

米裁判所がグーグルのグーグルブック・ライブラリーに関するプロジェクトをフェアユースと認定
[Second Circuit Holds that Google's Searchable, Digital Google Books and Library Project is Fair Use](#)

IP

欧州裁判所が医薬品特許の補充的保護証明期間の算定につき決定
[CJEU Decides on Calculation of SPC Term](#)

IP

連邦裁判所が特許侵害について消滅時効の役割を拡大
[Federal Circuit's En Banc Decision Expands Role of Laches](#)

Labor

米国における事業承継者に対し、労使関係について新たな義務
[NLRB: Successor Employer Determination Must Be Made When Buyer Takes Control of Business](#)

Tax

EU がスターバックスのオランダ子会社、フィアットのルクセンブルク子会社が受けた不当な税優遇措置に関して返還命令
[EU Rules Starbucks, Fiat Received Tax Advantages from The Netherlands and Luxembourg Constituting Illegal State Aid, Must Pay Back Taxes](#)

Tax

ブラジル政府がキャピタルゲインへの増税を発表
[Brazilian Government Proposes Increase in Capital Gains Rates](#)



Tax

テキサス州における事業損失繰越の取り扱い変更により還付が認めらる可能性

[Credit Where Due? Recent Policy Change May Affect Texas Tax Refund Claims](#)

Tax

イリノイ裁判所がシカゴにおけるレンタカー事業に関する税制について決定

[Illinois Appellate Court Upholds Chicago Revenue Ruling on Taxation of Transactions Outside City Limits](#)